

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

<第1部 株主総会に関する規律の見直し>

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

- ① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。
- （注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとするのが考えられる。
- ② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。
- ③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

【意見】

①ないし③いずれも賛成する。①（注）についても賛成する。

【理由】

- ① 株主総会資料の印刷や郵送に要する費用の削減、株式会社と株主間のコミュニケーションの質の向上、株主による当該資料の十分な検討期間を確保するという観点から、インターネットを通じた株主総会資料の電子提供を認めるのが相当であり、株主に対する周知という観点から、かかる電子提供措置を利用するためには、定款の定めを必要とすべきである。
- ② 典型的に不特定多数の株主が存在する上場会社等については、特に電子提供により充実した情報への早期のアクセスを保障する必要性が認められること、複数銘柄の上場株式を保有する株主に保有株式の株主総会資料が電子提供されるか否かの確認を逐一求めるのも煩雑であり望ましくないため、上場会社等の株式については一律に電子提供措置を強制すべきである。
- ③ 電子提供措置を強制すべき上場会社等について個別に定款変更の株主総会決議を要求すると、会社に過度の負担となり、一律に電子提供措置を強制するという目的を達成するのも難しくな

るため、上場会社等の定款の定めについてはみなし措置を講ずべきである。

2 電子提供措置

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。
- ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項
- イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- （注）会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。
- ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領
- オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
- カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
- キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項
- ② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。
- 【A案】株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日
- 【B案】株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【意見】

①について賛成する。また（注）についても賛成する。

②については【B案】に賛成する。

【理由】

- ① アないしキの事項は株主総会資料として提供すべき範囲を網羅しており相当である。また、電子提供措置期間についても決議取消しの訴えに係る訴訟における証拠等として使用されうることを踏まえたものとして妥当である。

議決権行使書面に記載すべき事項たる、株主の氏名及び議決権の数について常に電子提供措

置を必要すると、株主がウェブサイトで議決権行使書面にアクセスする際にパスワードによる保護等の対応が必要となること、かかる対応を省くため個々の株主に当該情報の記入を求めると会社が真実の株主による議決権行使であるかどうかを確認するのが難しくなるという問題点があることから、(注)のような取り扱いを認めるべきである。

- ② 株主による資料の十分な検討時間を確保するという電子提供の目的を実現するためには電子提供措置開始日を現行法に基づく招集通知の発送期限より前倒しすべきである。前倒しする期間については、上場会社において、実務上、株主総会の招集通知及び株主総会資料の校了から印刷完了まで通常10日～2週間程度を予定しているとされていること(部会資料2の6頁)を踏まえると、無理なく実現可能な期間として1週間程度の前倒しが妥当である。

3 株主総会の招集の通知

(1) 発送期限

1①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、同条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日4週間前まで

【B案】 株主総会の日3週間前まで

【C案】 株主総会の日2週間前まで

(2) 記載事項

1①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、同条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

① 株主総会の日時及び場所

② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

((2) の注) 本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとすることが考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき(定款に当該事項についての定めがあるときを除く。)は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

【意見】

- (1) についてB案に賛成する。
- (2) について賛成する。
- (2) の(注) についても賛成する。

【理由】

- (1) 2②のとおり電子提供措置開始日は株主総会の日より3週間前とすべきところ、株主、特に個人株主が電子提供される情報に早期にアクセスしその内容を十分検討する機会を実質的に確保するためには、招集通知により電子提供措置が開始されたことを告知し、電子提供措置の開始を認識できるようにすることが重要である。既に実務上、上場会社では招集通知の発送期限を法定の2週間前より自主的に前倒ししていること、加えて電子提供措置により株主総会参考書類等の印刷に要する時間が不要となることからして、招集通知の1週間程度の前倒しは現実的にも可能と考える。
- (2) 電子提供措置に付される情報は、株主自らがウェブサイトアクセスして入手する必要があるところ、①及び②の情報は株主総会に関する基本的かつ不可欠な情報であり、議決権行使書面又は株主総会参考書類への記載による省略(会社法施行規則第66条第3項、第73条第4項)を認めるべきではない。③も、電子提供措置がなされていること及び当該情報を入手できる場所を株主が認識するために必要な情報として招集通知に記載すべき事項である。また、株主による議決権行使の期限及び方法等に関する情報である(2)(注)のAないしウの事項は、議決権行使の前提として株主が把握しておくべき重要性の高い情報であり、個々の株主が当該情報を認識できる機会を確保する必要性が高いため、①及び②同様、省略を認めるべきではない。

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

- (1) 会社法第301条第1項の特則等
 - ① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。
 - ② 1①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

(2) 書面交付請求

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

(注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

(注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

- ② 取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日の2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に対し、①の書面を交付しなければならないものとする。

(注) ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

【意見】

(1) について①及び②のいずれも賛成する。

(2) ①について賛成する。(注1) については賛成する。(注2) については、定款による書面交付請求権の排除は現時点では慎重になるべきである。

(2) ②については(注) も含め賛成する。

【理由】

(1) について

①は株主総会資料の印刷・発送費用の削減という電子提供措置を導入する目的の一つを実現するために必要な特則であり、②も電子提供措置の導入に伴い招集通知の記載事項を限定する観点から必要な改正である。

(2) ①について

インターネットが幅広い世代に普及している現在においても、高齢者を中心にインターネットを利用することが困難な者が存在することを踏まえると、希望する株主に書面を交付する必要性はなお存在する。

(2) ①(注1) について

多数の株主が存在する上場会社において、書面交付請求を会社に対する直接の請求によることと、会社の事務負担が増えることになり、電子提供措置の目的にそぐわないため、会社が振替機関等に対し照会することにより書面交付請求する株主を一括して特定することを可能にするシステムを構築するのが肝要である。

(2) ①(注2) について

定款による書面交付請求の排除を認めると、インターネットを利用しない株主は電子提供に付される情報を検討できないまま議決権を行使しなければならない。現在においてもインターネット利用が困難な者が一定数存在することを踏まえると、定款による排除を認めることには慎重になるべきである。

(2) ②について

書面交付請求をした株主に対する書面提供についても、電子提供措置において前倒しされる招集通知と同時に発送されるのが望ましいが、書面交付請求をする株主が多数になると、前倒しされる招集通知の発送期限と同じタイミングでの発送を確保するのが難しくなる可能性も懸念される。この点、現行法の招集通知の発送期限までに書面提供がなされれば、株主の実質的不利益とはならないと言える。そこで、株主総会の日を2週間前を書面交付の期限とするのが相当である。また、書面交付請求をした株主を早期に特定することが可能となり、会社の事務負担を軽減するという電子提供制度の目的に適うことから、基準日の定めがある場合には基準日を書面交付請求の期限とするのが適切である。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が悪意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子提供措置にはシステム障害等により株主が電子提供される情報を確認できなくなる事態が生じ得る一方、障害が発生した場合に常にこれを無効と取り扱うのは会社に酷であるため、同様の問題がある電子公告に関する規定と同様の救済規定を設けるのが合理的である。

6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

(注) を含め賛成する。

【理由】

電子公告同様、電子提供措置期間中、情報提供義務がシステム障害等なく履行されていることの立証手段を確保する必要があるため、電子公告に準じた調査制度を設けるのが適切である。

その他

(第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

(第1の後注2) 開示用電子情報処理組織(EDINET)の利用の可否等については、なお検討する。

(第1の後注3) 会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをするかどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

(第1の後注4) 株主総会資料の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度(会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下単に「みなし提供制度」という。)を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

【意見】

(第1の後注1) については賛成する。

(第1の後注2) については利用を可能とする方向で検討することに賛成する。

(第1の後注3) についてはア及びイいずれも賛成する。

(第1の後注4) についてはみなし提供制度を併存させない方向で検討することに賛成する。

【理由】

(第1の後注1)

会社と株主間のコミュニケーションの質の向上を図り、資料の印刷発送費用のコスト削減を図るという電子提供措置の目的は種類株主総会の資料についても、同様に妥当する。

(第1の後注2)

電子提供について共通のプラットフォームを利用できるようにすることは、株主による資料検討の利便性に資する。また、この場合に電子提供措置の調査が不要とすれば、会社が自社のホームページで電子提供措置を講ずるよりも調査依頼費用等のコスト削減につながるため、会社にとってもメリットがある。

(第1の後注3)

書面交付請求権が行使されない限り株主の承諾の有無を問わず書面交付がなされない電子提供措置と異なり、招集通知の電磁的方法による交付を個別に承諾している株主に対し、招集通知に際して交付される株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付請求を認める必要性は低い。また、電子提供措置を導入した会社においては、招集通知の電磁的方法による交付を承諾した株主も電子提供措置における書面交付請求を行使し得ることになるが、上記とおりにかかる株主に対し書面交付を行う必要性は低いため、対象となる株主から除外してよい。

(第1の後注4)

ウェブ開示によるみなし提供制度は電子提供措置よりも提供できる情報が限定されており、株主に書面交付請求権がないといった差異が存在するため、電子提供措置までは導入しない一方、みなし提供制度で書面交付の一部を省略したいといったニーズが存在するようにも思われる。しかし、その多くがウェブ開示によるみなし提供制度を利用しているとされる上場企業について、今回の改正で電子提供措置を強制することが想定されていること、公開会社でない会社については、個別の株主の承諾を得て電磁的方法により株主総会書類を提供すれば足りることからすると、上記のようなニーズは必ずしも高くないと考える。

(以下、本頁余白)

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数

【A1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下第1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

（1の注） 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

提案することができる議案の数を制限する点について賛成する。

具体的な数をいくつにするかはなお検討を要するが、10程度（【B1案】又は【B2案】）とするべきである。

なお、（1の注）記載とおり、定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けることという考え方についても賛成するが、区分方法について疑義が生じないよう、ガイドライン等による明確化を図るべきである。

【理由】

- 1 株主総会において、一人の株主から夥しい数の議案が提出され、株式会社が多大な負担を強いられ、ひいては株主総会における充実した審議が阻害される例がある。こうした問題に対応するため、株主が提案することができる議案の数を一定数に制限するという方策は合理的であり、提案することができる議案の数を制限する点については賛成する。
- 2 もっとも、株主提案権は株主の重要な権利であるところ、過度に制限することは控えるべきであり、例えば電力会社に対する運動型株主の提案に係る議案の数であっても10程度であることに照らし、上限は10程度にすべきである（部会資料3・2頁）。
- 3 定款の変更に関する議案は、一定の事項を提案すると、定款の複数の条項に関連するなどし

て、別々の議案とするか、ある程度まとまりのある一つの議案とするか扱いに悩むことが考えられる。仮に、複数のテーマに関する提案であっても、定款の変更に関する議案などとして、ひとまとめにされると、議案の数での制限を設ける意義が失われる一方、各条の変更点毎に議案を分けるとすることも現実的ではない。そこで、定款の変更に関する議案については、内容において関連する事項ごとに区分して数える扱いとし、その旨の明文規定を設けることは合理的である。もっとも、具体的に、どの程度の関連性があれば内容において関連するといえるかという判断基準が明確でなければ、議案の数の数え方に疑義が生じかねないので、ガイドライン等による明確化を図ることが望ましい。

2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

【意見】

上記①～③について賛成する。④については、該当する場面が不明確であり、賛成できない。

【理由】

- 1 上記①～③のような目的で行われた株主提案を株主総会で取り上げ、その準備や審議のために時間を使うことは、株式会社や他の株主にとって負担となり、株主総会における充実した審議が阻害される。そのため、これらの目的での株主提案の行使を制限することは株主総会における充実した審議に繋がり、合理的である。したがって、上記①～③の制限を設けることには賛成する。
- 2 また、上記④のように、目的での制限とは異なる観点から、株主提案を制限する必要性は否定できない。しかしながら、上記④は、単に「株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき」とするのみで、具体的にどのようなケースであれば株主提案が制限されるのか不明確であり、却って、株式会社側が、濫用的に、株主提案を制限するおそれもある。
- 3 なお、上記①～③については賛成するとしても、株式会社が、上記①～③の「目的」の有無の判断を緩やかに行うと、濫用的な株主提案以外にも、現経営陣に対して敵対的な株主からの提案を門前払いするための方策として用いられるおそれもあり、いわば、濫用的な株主提案を

防ぐための措置を濫用するといった事態に繋がりにくい。また、この点を措くとしても、「目的」の有無の判断は、株式会社において明確に判断し難いケースも想定され、結局、上記の株主提案の内容による制限に抵触するとの判断をするに至らず、株主提案の制限を過度に抑制し、制度としての実効性を欠くことも考えられる。そこで、株式会社側の本制度の濫用を抑制するとともに、要件該当性の判断を容易にするという観点から、ガイドライン等による明確化を図ることが望ましい。他方、上記④については、2で述べたとおり、株主提案を制限できるケースが不明確であり、法令上の要件の明確化を図るべきであるが、さらに、上記①～③と同様に、ガイドライン等により、さらに具体的な明確化のための方策を採ることが望ましい。

(第2の後注) 株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

第2の後注記載の考え方のうち、持株要件を見直す点については反対である。行使期限の見直しについては、なお検討をすることについては賛成である。

【理由】

- 1 株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という持株要件は、会社の規模や発行株式数と関連しない基準であり、例えば、持株要件を議決権の保有割合のみとするようなことも一定の合理性はある。しかし、株主提案権は、株主の重要な権利であり、過度な制限は避けるべきであることや、保有割合のみの基準とすると個人株主による合理的な株主提案権の行使が著しく困難になるなどの弊害をもたらすおそれがある。また、濫用的な株主提案権の行使については、提案権の個数や、内容による制限を導入することで一定程度排除することができ、重ねて、持株要件を制限する必要性は乏しい。したがって、持株要件を見直すことについては反対する。
- 2 株主提案権の行使要件のうち、行使期限については、大幅に前倒しすると、株主提案権の行使を過度に制限することとなり、適当ではないが、総会資料の電子提供措置や、招集通知の発送の前倒しなどが行われるとすると、株式会社側の総会準備のスケジュールが若干前倒しとなる。こうした取組につき、十分な準備期間を与えるという観点からは、若干程度株主提案権の行使期限を前倒しすることもあり得ると考えられ、この点については、引き続き検討をする必要があり、「なお検討する」とする後注の考え方については賛成である。

(以下、本頁余白)

<第2部 取締役等に関する規律の見直し>

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

(注1) 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

(注2) 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

いずれについても賛成する。ただし、「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」とはどのようなものを明確にすべきである。

【理由】

1 本文について

企業の報酬体系は、各企業の経営判断において、各企業の経営戦略と密接なつながりを持って形成されるものであるから、報酬内容の決定に関する方針を株主総会決議事項とするのは必ずしも適切とは考えられない。もっとも、取締役の報酬は、取締役に対して適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として企業統治上の重要な事項であり、その決定過程の透明性及び公正性を確保するためにも、その決定に関する方針を株主に対して開示することが重要である。そこで、株主総会で報酬議案が提出されており、「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは」、企業から当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると説明する義務を課すという本試案に賛成である。

2 注1について

試案は、「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているとき」に限り説明義務を課すものであるから、どのような場合に「方針を定めている」と言えるのかを明確にすべきである。この点、中間試案の補足説明には、想定される「方針」の内容を法務省令において例示列挙するという考え方が示されており、この考え方に賛成である。

3 注2について

上記のとおり、報酬体系は、各企業の経営判断において決せられるものであり、非公開会社も含めれば、各企業の実情は様々である。したがって、全ての企業に一定の方針の決定を義務付けることは望ましくないと考える。もっとも、例えば、コーポレートガバナンス・コードの原則3-1において、取締役等の報酬決定の方針について開示すべきとされている上場会社のみを対象として、当該原則も踏まえ、一定の方針の決定を義務付けることは検討に値すると考える。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次の掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱
- ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限
- ③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

（（2）の注1） ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

（（2）の注2） （4）のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

（（2）の注3） 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

【意見】

いずれについても賛成する。

【理由】

1 本文①及び②について

下記（4）のように、取締役に対して株式又は新株予約権を報酬として支給する際には、報酬としての適性性、合理性を株主が判断できるよう、報酬の内容たる株式や新株予約権の数、株式の交付条件の要綱、新株予約権の内容の要綱を株主総会決議事項とするべきである。

また、実務上、いわゆる現物出資構成により取締役報酬として株式を交付する場合、及びいわゆ

る相殺構成により取締役報酬として新株予約権を交付する場合には、取締役に対して金銭報酬が支給されているものとして扱われている。しかし、いずれの構成も実質的には取締役に対して株式又は新株予約権を報酬として支給することを意図しているのであるから、この場合についても、株式又は新株予約権を取締役報酬として支給する場合と同様の事項を株主総会決議事項とすべきである。

2 本文③について

取締役の報酬等のうち金銭でないものは、大きくインセンティブ報酬としての性格を有する株式や新株予約権とその他のものに分けることができる。インセンティブ報酬とそうでないものでは、株主総会で決議事項とし、株主の判断を問うべき事項が異なると考えられるため、①及び②とは別に③を設けることに賛成である。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下A案において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。
- ③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

((3)の注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

1 A案①及び②について

取締役報酬の最終決定者が誰であるかは、企業のガバナンスを考える上で非常に重要であり、株主も株主総会で取締役報酬の総額に関して決議がなされた後、どのように個々の取締役の報酬が決定されるかについて強い関心を持っているものと考えられる。また、公開会社において、社長や代

表取締役が各取締役の報酬を決定することは、取締役に対してのモニタリングを重視するという現在のコーポレート・ガバナンスの基本的な価値観に合わないため、基本的には避けるべきであり、例外的に株主総会決議によって認められた場合にのみ可能とするべきである。

以上のことから、公開会社において、各取締役の報酬額の決定を取締役へ一任する場合には、株主総会決議を必要とするA案①及び②に賛成する。

2 A案③について

もっとも、非公開会社においては、実態として代表取締役社長がオーナー経営を行っており、取締役会が各取締役の報酬を決めるという規律には現実性がない。したがって、非公開会社においては、株主総会決議までは要求せず、現在の実務と同様の取扱いのままとすることに賛成である。

(4) 株式報酬等

【A案】 (2) のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

- ① (2) ①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。
- ② (2) ②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(A案の注) ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

A案に賛成する。ただし、取締役報酬として発行することができる株式又は新株予約権の数には、上限を設けるべきである。

【理由】

現在の実務では、企業が取締役に対して報酬として株式や新株予約権を支給する場合、いわゆる相殺構成や現物出資構成により、当該株式等の出資の履行に必要な金銭を報酬として支給するという形が取られており、非常に分かりにくい仕組みとなっている。分かりやすさの観点から、金銭の払い込みなく株式や新株予約権を取締役に対する報酬として支給できる制度を設けるべきである。

ただし、A案によれば、金銭の払込みなく容易に株式や新株予約権を報酬として支給することができ、特に非上場会社において、本規定が支配権争いに利用される可能性がある。そこで、報酬として発行可能な株式及び新株予約権の数に上限を設けるべきである。

(5) 情報開示の充実

会社役員の報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
 - ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
 - ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
 - ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
 - ⑥ 報酬等の種類ごとの総額
- （（5）の注） 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

①～⑥について賛成する。（（5）の注）については、個人別の報酬額を事業報告に開示しなければならないとすることに反対する。

【理由】

1 ①～⑥について

①～⑥の事項は、取締役の報酬を決定するにあたって、お手盛り防止またはインセンティブを付与するという観点から重要な事項であるから、公開会社においては、これらについて情報を開示すべきである。また、①～⑥の事項を事業報告に記載することで、株主総会前の段階で報酬に関する詳細な情報が開示されるという環境が整い、株主の議決権行使に有用な判断資料を提供することが可能となるため、本試案に賛成である。

2 (5) の注について

個人別報酬についての開示については、プライバシーの観点から反対である。取締役の報酬が非常に高額になるケースにおいては、個人別報酬額の開示に必要性が認められると考えるが、日本でも現状1億円以上の高額な役員報酬については有価証券報告書で開示がなされているため、個人別報酬額の開示枠をこれ以上広げる必要はないと考える。

2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。
- ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）
- (ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。
- (イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。
- イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）
- (ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
- (イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失
- ② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- (注) 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。
- ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。
- イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。
- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。
- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

(注) 民法第108条の規定は、②の株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。)

(⑤の注) 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(ア) 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合(当該役員等が和解をした場合を含む。)又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

(イ) 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

【意見】

上記①～⑤の規定を設けることに賛成する。

上記②(注)については、[ア]に記載の規律を設けることに賛成する。

上記(⑤の注)(ア)及び(イ)の事項を事業報告の内容に含めることについて反対する。

【理由】

1 会社補償については、役員等の候補者としての人材を確保すること、及び役員等が過度に萎縮せず経営に関連する判断ができるよう適切なインセンティブを与えることという合理性が認められる。一方で、会社法においては、会社補償については明確な規定がなく、会社補償が認められる範囲や、補償契約の締結や当該補償契約に基づく補償の実施のための手続について、解釈が明確ではなかった。今回の提案は、会社補償について会社法上明確な位置づけを与え、補償の可能な範囲と補償契約に必要な手続を整理するものであり、十分な意義がある。

なお、会社補償の対象のうち、①アの費用(いわゆる手続費用)については、役員等が善意無重過失であるか否かが確定する前に発生する費用であるから、善意無重過失であるか否かを問わず会社が負担するという補償内容は不合理ではない(なお、悪意重過失の役員等に対する返還請求を妨げるものではないとの理解である。)

2 会社補償の契約締結は、取締役又は執行役を対象とする場合、利益相反取引に該当することになると考えられるが、会社法上の利益相反取引規制は、取締役会決議に賛成した取締役が会社に生じた損害を賠償する責任を負う等の点で、会社補償にそのまま適用するのは適当でない。

利益相反取引規制の適用を除外した上で（上記提案の④）、補償契約の内容について、取締役又は執行役に委任させることなく、取締役会（取締役会非設置会社においては株主総会）の専決事項とし、その決議を通して監督することは合理的である（上記提案の②及び③）。

- 3 また、補償契約は、役員等の全員を対象とすることが想定されるため、取締役会の監督のみをもって、利益相反に対する対応として十分であるとは必ずしも言いがたく、補償契約の内容がモラルハザードを助長しないようにする何らかの歯止めは必要であると考えられる。この点、公開会社においては補償契約の相手方及び概要を事業報告の内容に含めるとする上記提案⑤は、かかる懸念に対応するものであって、一つの考え方として理解可能である。以上から、上記提案の①から⑤の規定を設けることには賛成する。
- 4 なお、補償契約に基づく補償の実施に関しては、契約上の義務の履行であって、改めて取締役会決議を要するとまでする必要性は乏しい。補償の実施が適切になされたかどうかを取締役会が事後的に監督できるよう、取締役会に対する報告義務を定めることで足りる。従って、上記②（注）については、[ア]に記載の規律を設けることに賛成する。
- 5 また、補償契約に基づく補償の実施を事業報告における開示の対象とするかどうかについても、上記と同様、法律上開示を強制する必要性は乏しいと考えられる。従って、上記（⑤の注）(ア)及び(イ)の事項を事業報告の内容に含めることについて反対する。

3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を保険契約者とするものをいうものとする。
 - ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの
 - イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの
- (①の注) 役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。
- ② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
 - ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。
 - ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条

第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。

ア ①アの保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするもの

イ ①イの保険契約であって、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(④の注) 平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

(⑤の注) 上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

上記①～⑤の規定を設けることに賛成する。

上記（⑤の注）については、保険金額及び保険料を事業報告の内容に含めることに反対する。

【理由】

- 1 D&O保険については、役員等の候補者としての人材を確保すること、役員等が過度に萎縮せず経営に関連する判断ができるよう適切なインセンティブを与えること、及び保険会社による保険金の支払いを通じて会社は損害の回収の確実化がはかれることという合理性が認められる。経産省の設置した、コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会が平成27年に取りまとめた報告書「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」においても、D&O保険の保険料を会社が負担することの可否及びそのための手続について解釈指針が示されている。一方で、会社法においては、D&O保険については何ら規定がなく、その保険契約の締結のための手続について、解釈が明確ではなかった。今回の提案は、D&O保険について会社法上明確な位置づけを与え、必要な手続を整理するものであり、先行する実務に会社法の規定をキャッチアップさせるものであって、十分な意義が

ある。

- 2 D&O保険には、上記1で述べたとおりの合理性が認められる一方で、その内容のいかんによっては、保険による填補を見越して必要な注意を果たさないというモラルハザードを生じさせるおそれがある。そのため、保険契約の内容について、取締役又は執行役に委任させることなく、取締役会（取締役会非設置会社においては株主総会）の専決事項とし、その決議を通して監督することは合理的である（上記提案の②及び③）。
- 3 また、D&O保険は、役員等の全員を対象とすることが想定されるため、取締役会の監督のみをもって、利益相反に対する対応として十分であるとは言いがたく、D&O保険の契約内容がモラルハザードを助長しないようにする何らかの歯止めは必要であると考えられる。この点、公開会社においてはD&O保険の被保険者及び概要を事業報告の内容に含めるとする上記提案⑤は、かかる懸念に対応するものであって、一つの考え方として理解可能である。もっとも、事業報告の対象とする範囲については、(i) 開示義務の存在によって保険内容の設計の柔軟性が失われてしまうおそれがあること、(ii) 海外ではD&O保険の開示義務を法令により定めている例が少ないという状況であるにもかかわらず我が国が開示義務を課すことは、国内の会社・役員等にとってD&O保険の利用機会を制約してしまうおそれがあること、といった弊害を併せて検討するべきである。上記提案⑤においては、開示の対象とされる保険契約の内容の概要について、「役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。」とされているが、かかる範囲であれば、前記の弊害にも対応した開示にとどめることも可能であると考えられる。以上から、上記提案の①から⑤の規定を設けることには賛成する。
- 4 一方、保険金額や保険料については、モラルハザードの防止という観点からは保険金額や保険料の開示の必要性が明確でないことや、かかる開示によって保険契約の内容設計の柔軟性が失われてしまうおそれもあることから、開示義務の対象に含めるべきではないと思料する。よって、上記提案（⑤の注）の記載については、保険金額及び保険料を事業報告の内容に含めることに反対する。

（以下、本頁余白）

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

- ① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。
- ② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。
- （1の注） 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を設けるものとする。

【意見】

慎重な検討を要すると考える。

【理由】

本提案は、社外取締役が、いわゆるMBOのような会社と取締役との間に利益相反関係が認められる取引における第三者委員会（特別委員会）の委員として職務を行う場合に、当該職務遂行のうち一部の行為（例えば、買収者と交渉をするなどの行為）が業務執行に該当してしまい、社外取締役が行い得ない行為（会社法2条15号参照）にあたるではないか、との問題意識をそもそもの出発点として、社外取締役がそうした行為を行うことを理論的に正当化するために提案されているものである。

本提案が仮に立法化されれば、上記のような場面において、社外取締役の第三者委員会での職務行為について、業務執行性の観点から不適法と評価されるリスクをなくすることができる点で、本提案が有用な内容であることは否定できない。

しかしながら、本提案は、その文言上、必ずしもMBOのケースに限定されている訳ではなく、「株式会社と取締役と利益が相反する状況にある場合」と、会社と取締役とが利益相反関係にある場合を広範に含む文言になっており、そればかりか、会社と取締役が利益相反関係にある場合のみならず、広く「その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合」全般を対象とする規定になっている。しかしながら、ここまで広範な範囲の場合について本提案のような制度を設けることが適切かどうかは、慎重な検討が必要と思われる。

また、本提案は、「株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合」については、社外取

締役は、当該場合における業務執行行為を、常に取締役会の決定を得て委託を受けない限り、行えないかのように読める。しかしながら、これでは、上記場合について社外取締役が業務執行行為を行えるか否かは、取締役会がその行為について社外取締役に委託することを決定するか否かに依存することになってしまい（社外取締役としては、会社のために必要な行為だと思って当該行為をしようとしても、取締役会がその業務執行を当該社外取締役に委託することに反対した場合には、当該行為を行えないことになってしまう）、経営陣から独立した立場で当該行為を行うことが困難になる場合が生じるおそれがあるように思われる。したがって、本提案については、個別の行為について取締役会の決議を経ることを手続的要件とする点についても、社外取締役の独立性という観点から、本当に適切な規制手法かどうか、慎重な検討が必要と思われる。

2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

（注） 「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

本提案のように、監査役設置会社において、重要な業務執行の決定について、監査等委員会設置会社の取締役会の決議で認められるものと同範囲（すなわち、指名委員会設置会社の執行役に委任できる範囲）まで、広範に取締役会から取締役に委任することを許容することは、監査役設置会社においていわゆるモニタリング・モデル（その定義の内容はひとまず置く）を採用することを可能にするが、会社法には、既にモニタリング・モデルである会社形態として、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社という制度が設けられている。

したがって、モニタリング・モデルを志向したい監査役設置会社は、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社を選択すれば良いのであり、マネジメント・モデルに親和性の高い会社形態である監査役設置会社の形態において敢えてモニタリング・モデルを採用できるルールを設けるべきではないし、そうしたルールを設けることは、会社法が敢えて指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、監査役（会）設置会社という3つの会社形態を設けた趣旨を没却しかねず、妥当でない。

3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

平成26年会社法改正に関する従前の法制審議会会社法制部会において、上場企業等に社外取締役を置くことを義務付けるか否かの論点が議論になったのは、当時、社外取締役が上場企業等にまだ十分に選任されていなかったため、社外取締役の設置を義務化することで、社外取締役を上場企業等に広く普及させよう、という狙いがあったものである。

しかし、現在は、平成26年会社法改正で導入された「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明や開示の義務化のルール（会社法327条の2、会社法施行規則74条の2第1項、第124条1項）や、コーポレートガバナンス・コードで独立社外取締役の選任が推奨されたこと等により、社外取締役は、上場企業の圧倒的多数の会社（平成29年9月に公表された東京証券取引所の資料では、全上場企業中96.9%）で1名以上が置かれるに至っている。

したがって、現状では、平成26年会社法改正当時における、社外取締役の設置を義務化することを必要とする前提事実（社外取締役が上場企業等にまだ十分に普及していなかった、との事実）は既に失われており、現在社外取締役を設置していない僅かな割合の上場企業等に対し、法で設置を強制するまでの必要はなく、それらの企業については、コーポレートガバナンス・コードへの対応や株主との対話等を通じ、自主的に企業統治の構成を選択してもらうことで足りるように思われる。

以上より、社外取締役の設置義務化（A案）に積極的に反対する訳ではないものの、現在の上場企業等における社外取締役の選任状況を踏まえると、B案で問題はないものとする。

<第3部 その他>

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行の社債管理者制度は、社債権者の利益保護のために第三者である社債管理者が社債の管理を行うことを企図した制度であるが、社債管理者の設置に係るコストが高くなることや、社債管理者となる者の確保が難しいといったこともあり、現状では、公募社債においては例外規定（会社法第702条但書）に基づいて社債管理者を設置せずに発行する社債が多いと指摘されている。

もっとも、例外規定に基づき社債管理者を設置せずに発行する社債の場合、すなわち社債権者が自ら社債を管理する能力及びインセンティブを有している場合であっても、社債のデフォルト時などに機動的な対応がとれないことによって社債権者が損失を被る可能性は否定できない。そこで、社債管理者制度とは別に、社債の発行時に、任意で、個々の委託契約に基づいて第三者である社債管理補助者に必要な権限等を付与して社債の管理の補助を委託することができる制度を新たに設けることは、社債権者の利益保護の観点から有益であり、相当であると解される。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

(注) 例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

反対する。(注)に関して、弁護士及び弁護士法人についても社債管理補助者としての資格を認めるべきである。

【理由】

社債管理補助者に関しては、社債管理者の設置に係る例外規定（会社法第702条但書）に基づき社債管理者を設置せずに発行する社債の場合、すなわち社債権者が自ら社債を管理する能力及び

インセンティブを有している場合に、これらの社債権者による社債の管理の補助をする機関としての役割が想定されているものと解される。また、個々の社債管理補助者に対して授権される権限等は各委託契約に基づいて自由に設定することができ、各委託契約に基づき複数の社債管理補助者を設置することや、その場合に一部の社債管理補助者に対してのみ一定の権限を付与することも可能とすることが想定されている（部会資料11「6 二以上の社債管理補助者がある場合」の補足説明1）。

この点、弁護士及び弁護士法人は、訴訟手続や倒産手続に関する専門的な知識・経験を有しているほか、日常的に訴訟手続や倒産手続における対応も含めた債権回収業務及び債権保全業務等を取り扱っている。そのため、社債のデフォルト時等に社債の管理の一環として必要となる、倒産手続における債権届出や債権保全に係る業務、訴訟業務及び和解業務等に精通しており、社債管理補助者に期待される役割に極めて親和性を有しているものと言える。そして、複数の社債管理補助者を設置することも想定されていることからすれば、社債権者の任意の選択により、会社法第703条各号に掲げる金融機関に加えて弁護士又は弁護士法人を社債管理補助者と定め、訴訟手続や倒産手続に関する業務や債権保全業務については当該弁護士又は弁護士法人に権限を委託するという判断もあり得、そのようなニーズはあるものと解される。

また、弁護士及び弁護士法人は、弁護士法に基づき、懲戒を含めた弁護士会の指導・監督に服している（弁護士法第31条第1項、第56条）。

以上の点を踏まえ、会社法第703条各号に掲げる金融機関だけでなく、弁護士及び弁護士法人についても社債管理補助者としての資格を認め、社債権者の選択肢を増やせるような制度とすることが相当である。

（3）社債管理補助者の義務

- | |
|--|
| <p>① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。</p> <p>② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。</p> |
|--|

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理補助者に付与される権限等については個々の委託契約において自由に定めることができることが想定されているが、権限の大小はあるとしても、社債管理補助者が自己以外の社債権者の利益のために社債の管理の補助をする法定の機関として位置づけられることを踏まえると、社債管理者と同様の誠実公平義務及び善管注意義務を負うものとするのが相当である。

(4) 社債管理補助者の権限等

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
- ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。
- ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限
- イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限
- ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限
- エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限
- (②の注) 社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。
- ③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- ア ②イの行為であって、次に掲げるもの
- (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
- (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
- (ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）
- イ ②ウ及びエの行為
- (③の注) 社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。
- ④ 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

【意見】

上記①に賛成する。

上記②に賛成する。②の（注）にも賛成する。

上記③については、ア(ア)、イ及び③の（注）に賛成し、ア(イ)及び(ウ)に反対する。

上記④に賛成する。

【理由】

上記①により、デフォルトルールとしては、社債管理補助者を社債管理者よりも限定された権限を有する機関として位置づけつつ、上記②により、委託契約に基づき、個々の社債の内容に応じて社債管理補助者の権限を定めることができるものとされており、より柔軟な制度設計を可能とする点で合理的な規律であると考えられる。

もつとも、上記③に関し、現状案では、社債管理補助者が委託契約に基づいて付与された権限に基づいてア(イ)に掲げる債権保全行為やア(ウ)に掲げる倒産手続に属する行為を行う場合には社債権者集会の決議が必要とされるが、社債管理補助者が社債権者集会を招集するためには、その前提として、社債総額の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者からの請求が必要となるとされている(下記(10)②)。

この点、機動的な対応や密行性が求められる仮差押え・仮処分等の債権保全手続や倒産手続上の債権査定の申立てを行うにあたってかかる手続を経なければならないとすることは時間の制約上現実的ではなく、社債権者の利益を確保する観点からも合理性を欠くと解される。したがって、上記③ア(イ)及び(ウ)に掲げる行為については、社債権者集会の決議によらず、社債管理補助者が委託契約に基づいて付与された権限に基づいて迅速に行うことができるような規律にすべきである。

上記④に関し、社債権者の利益のために社債の管理の補助を行う社債管理補助者の役割からすれば、社債権者が社債の管理を行うに際して必要あるいは有益な事項について社債管理補助者から適時に報告を受けることができることとするのは、社債権者の利益にとって重要であると考えられる。したがって、社債管理補助者が委託契約に従って社債権者に対して一定の報告を行う義務を条文上明記することは相当であると解される。

(5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定(会社法第707条)と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合に、社債管理補助者が社債権者のための行為をすることは社債権者の利益保護の観点から相当ではないことから、社債管理者に関する規定(会社法第707条)と同様に、社債権者集会の申立てに基づく裁判所による特別代理人の選任に係る規定を設けるのが相当である。

(6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理者に関する会社法第708条と同趣旨であり、社債権者は多数に及ぶことが想定され、

かつ、常に変動し得ることを踏まえれば、社債管理補助者が社債権者のために行為する場合についても個別の社債権者を表示することを要しないものとするのが相当である。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合

- ① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。
- ② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

上記①に関し、社債管理補助者の権限については個々の委託契約において自由に定めることができることが想定されているところ、二以上の社債管理補助者がある場合におけるそれぞれの権限の内容も委託契約の定め方によって異なり得るものである。この点、部会資料11の「6 二以上の社債管理補助者がある場合」の補足説明1においても、上記(4)②の権限については、「委託契約の定めにより、一部の社債管理補助者についてのみ一定の権限を付与することができるのであるから、その限りにおいて事務の分掌をすることも許容されるものと考えられる」との説明がなされている。このことからすれば、二以上の社債管理補助者がある場合に関しては、各社債管理補助者が、委託契約に基づいてそれぞれに付与された権限に属する行為を、委託契約に従って行うことができるものとするのが合理的である。これにより、複数の社債管理補助者がそれぞれの専門性に応じた業務を、それぞれの権限及び責任において行うことが可能となり、迅速な社債権者の権利の実現を図ることができることになると解される。

上記②に関しては、二以上の社債管理補助者がある場合に委託契約に基づく事務の分掌も可能とすることが想定されていることから、現行の社債管理者に関する会社法第709条第2項及び第710条第1項のように一律に社債権者に対する連帯債務を負わせる規律とする必要はなく、共通して責任を負う場合に限り連帯債務とすれば足りるものと解される。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債管理者に関する会社法第710条第1項と同趣旨の規定であり、相当である。

なお、社債管理者とは異なり、社債管理補助者の設置はあくまでも任意であること、また、社債管理補助者が設置されるのは会社法第702条但書に基づき社債管理者を定めることを要しないときに限られ、その場合の社債権者は自ら社債を管理する能力及びインセンティブを有しているものと考えられることから、社債管理者に関する同法第710条第2項と同様の規定を設けないとするのも相当である。

(9) 社債管理補助者の辞任等

- | |
|---|
| <p>① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。</p> <p>② ①にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。</p> <p>③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。</p> <p>④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。</p> <p>(9)の注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定(会社法第713条)及び事務の承継に関する規定(同法第714条)と同様の規定を設けるものとする。</p> |
|---|

【意見】

賛成する。また、(9)の注についても賛成する。

【理由】

社債管理補助者設置の有無は、社債発行会社及び社債権者の利害に大きく影響するものであるところ、社債管理補助者の設置が任意であるとしても、社債発行時に社債管理補助者を設置することとした場合には、その後当該社債を取得する社債権者は、委託契約に基づき社債管理補助者に社債の管理に関する一定の権限を委ねることを前提として社債を取得することになると解される。この点を踏まえれば、社債管理補助者の設置自体が任意であるとしても、いったん設置された以上は、社債管理補助者の辞任又は解任に際しての事務の承継に関して、社債管理者に関する現行法の規定(会社法第711条、第713条、第714条)と同趣旨の規律を設けるのが相当であると解される。

また、社債を発行するにあたっては、本来、社債管理者を設置し、当該社債管理者によって社債権者のための社債の管理を行うこととするのが原則であるところ、社債管理補助者は、例外的に社債管理者を定めることを要しない場合に限って設置できるものとされていることを踏まえれば、事

後的に社債管理者が定められたような場合には、原則に戻り、社債管理者によって社債の管理を行うこととするのが相当であり、この場合には、社債の管理に関する役割や責任の所在が曖昧になり、迅速な社債権者の権利の実現が図られなくなることを回避するためにも、社債管理補助者の設置に係る委託契約は終了するものとするのが相当である。

(10) 社債権者集会の招集等

- ① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。
 - ② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。
 - ③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。
 - ④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。
- (10)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定(会社法第720条第1項)、社債権者集会への出席等に関する規定(同法第729条第1項)、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定(同法第731条第3項)及び報酬に関する規定(同法第741条)と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。また、(10)の注についても賛成する。

【理由】

社債管理補助者を、原則として社債管理者よりも裁量の余地の乏しい限定された権限のみを有する機関として位置付けることが想定されていることを踏まえれば、社債管理補助者に対しては、社債管理者が有するような一般的な社債権者集会の招集権まで付与する必要性は高くなく、上記②及び③のように、社債の総額の10分の1以上の社債を有する社債権者から社債権者集会の招集の請求があった場合及び社債管理補助者自らの辞任に関して社債権者集会の同意を得る必要がある場合に限って社債権者集会に係る招集権を付与することで足りるものと解される。

また、社債権者集会の決議の執行者に係る規律に関して、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議に関しては社債管理補助者が執行するものとしつつ、個々の社債権者集会の決議により異なる対応をすることも可能とすることは、いずれも社債権者の合理的意思に合致する規律であり相当であると解される。

(10)の注に関しても、社債管理補助者にとって、社債権者集会における議論及び決議がその

業務遂行上重要であることは当然であることから、社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）及び社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）について、社債管理者に関する規定と同様の規定を設けるのが相当である。また、報酬に関する規定（同法第741条）についても、社債管理者に関する規律と同様とするのが相当である。

（11）募集事項等

- | |
|---|
| <p>① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。</p> <p>ア 社債管理補助者を定める旨</p> <p>イ (4)②の権限を有することとするときは、その権限の内容</p> <p>ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)④の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容</p> <p>(①の注) 上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても、定めなければならないものとすることが考えられる。</p> <p>(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容</p> <p>(イ) (9)②の事由</p> <p>② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。</p> <p>ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 委託契約の内容</p> <p>(②の注) ②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるものとする。</p> <p>③ 振替機関は、振替社債（振替法第66条柱書きに規定する振替社債をいう。）について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする（振替法第87条参照）。</p> |
|---|

【意見】

賛成する。

上記①の（注）に関しては、(ア)及び(イ)のいずれの事項についても募集社債に関する事項として定めなければならないものとするべきである。

上記②の（注）についても賛成する。

【理由】

社債の募集事項に関して、現行法上、社債管理者に関しては、「社債管理者が社債権者集会の決議

によらずに第706条第1項第2号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨」(会社法第676条第8号)、「第702条の規定による委託に係る契約において法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容」(同法第676条第12号、同法施行規則第162条第4号)、及び「第711条第2項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由」(委託契約において社債管理者が辞任することができる事由を定めたときは当該事由)(同法第676条第12号、同法施行規則第162条第5号)が募集事項として定められている。

この点を踏まえ、社債管理補助者についても、社債管理者に関して募集事項とされている事項と同様の事項を社債の募集事項とするのが相当であると解される。

また、社債原簿記載事項についても、社債管理者に関する事項(同法第681条第1号、同法施行規則第165条第6号、第8号)と同様の規律をするものであり、相当であると解される。

2 社債権者集会

(1) 元利息の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてするその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

社債の元本及び利息の全部又は一部の免除については、現行法下においても、会社法第706条第1項第1号の「和解」として、社債権者集会の特別決議(同法第724条第2項)によりすることができるとの解釈が有力であると解されている。もっとも、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除について、和解の要件である互譲があると言えるかについては疑義もあることから、条文上明確にすることが相当である。

この点、社債権者全体の価値を最大化する観点からは、社債権者集会の特別決議により、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除を認めることも合理的であると解される。

したがって、会社法第706条第1項第1号を改正し、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除を追加するのが相当である。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者(議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

(注1) 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

(注2) 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。また、(注1)及び(注2)についても賛成する。

【理由】

社債権者の全員が社債権者集会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしている場合に、当該事項について可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすことは合理的であり、これにより迅速な社債権者の意思結集及び権利行使が可能になるものと解される。

また、(注1)に関しては、社債権者全員が社債権者集会の目的である事項について同意している場合には、これに反対する少数の社債権者の保護を考える必要はないことから、社債権者集会の決議の認可を通じた裁判所の後見的な役割を必要とする理由はないと考えられる。

また、(注2)に関しては、社債権者集会の決議があったとみなされた事項について、その後に当該社債を取得した社債権者もその内容を把握することができるよう、全ての社債権者が同意の意思を示した書面及び電磁的記録について閲覧等ができるような規律を設けるとするものであり、相当であると解される。

(以下、本頁余白)

第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

1 定義等

① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

（注） ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

② 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 株式会社が、他の株式会社を子会社としようとする場合に、他の株式会社の株式を現物出資財産として会社法199条第1項の募集をするという従来の方法によらない方法を新たに提案するものである。

この提案によれば、検査役の調査（207条）は不要となり、募集株式の引受人及び取締役等が財産価額補填責任を負うこともなくなり、迅速な事業再編を実現することができる。

また、株式交換のように完全子会社化を必須とするものではないため、二段階買収等の柔軟な事業再編にも対応することも可能となる。

このように株式を対価とする事業再編の新たな方式を提示することは有用であると考え。

2 株式交付子会社となることができる会社を株式会社に限定しているが、持分会社においては、議決権の数によって影響力・支配力を判断することが妥当ではないため、子会社となる会社の支配権取得につき客観的な基準を設ける今回の提案において、持分会社を除外している点についても妥当であると考え。

2 株式交付計画

① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株

- 式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
- イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
 - ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項
 - エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等
 - オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項
 - カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）
 - キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

(①の注1) 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。

(①の注2) 株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、オの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないものとする。

(①の注3) オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数（(①の注2)の定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

(①の注4) 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債（これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。）を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

- ② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

(注) ②における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

【意見】

概ね賛成する。

【理由】

今回の提案は、株式交付子会社の発行済み株式の全てを取得するものではないこと、株式交付親会社は株式交付子会社の株主から個別にこれを譲り受けることなどの相違点はあるものの、部分的な株式交換との性質を有していることから、特に異なる規定を設ける必要があるものを除き、株式交換と同様の規定を設けるという方針には賛成できる。

株式交付によって取得する株式等の基準として、会社法では子会社の基準を実質化しているため、株式交付の下限を定める要件についても、これにあわせることが妥当であるといえるため2②(注)の考え方に賛成する。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申し込み等

- ① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申し込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。
- (注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとするのが考えられる。
- (注2) 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申し込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。
- ② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申し込みをする者は、申込期日までに、申し込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。
- (注) ②の申し込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。
- ③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が2①イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。
- ④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。
- ⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

- ⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を 給付しなければならないものとする。
- ⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。
- (3の注1) 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとする事が考えられる。
- (3の注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。①については、(注1)の見解に賛成する。

【理由】

株式交付子会社の株主は、その株式を株式交付親会社に譲ることによって、株式交付親会社の株主となる。この場合、当該株主は、株式交付子会社の直接の株主という立場から、株式交付親会社の株主という立場となり、その関係は後退する。そのため株式を譲渡する以前に、株式交付親会社の発行済み株式総数等の情報を株式交付子会社の株主に対して開示し、判断の材料とすることは必要であると考ええる。

その他の規定については、申込み・承諾・履行という手続きを経ることになる今回の株式交付の手続には必要な事項であると考ええる。

4 株式交付の効力の発生

- ① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。
- ③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。
- (4の注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付に

より譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付の要件として、2②（注）の要件を定めるのであれば、必要となる効力発生に関する規定である。

なお、上記2の通り、株式交付の下限の規定の仕方については引き続き検討を要すると考える。

5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

（注） 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとするのが考えられる。
- ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

（注1） 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。

（注2） 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。
- ③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。
- ④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。
- ⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べるることができるものとする。
- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁

的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとすることが考えられる。

⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号に規定する株主等をいう。以下⑧において同じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

①、②及び⑥については、それぞれの(注)に賛成する。

その余についても概ね賛成するが、株式交付子会社において何らの手続も要しないかについては、引き続き検討が必要と考える。

【理由】

1 今回の提案される株式交付では、株式交付親会社の株主及び債権者保護手続きが規定されているため、この制度の充実のためには、①の(注)記載の各事項についても情報開示は必要となると考える。

2 今回の提案では、株式交換完全子会社とは異なり、株式交付子会社は、各手続の実施主体とされていないため、株式交付について、株主総会の決議や取締役会の決議等特段の手続を要しないものとされている。

現在の提案内容では、このような制度設計も可能であると思われるが、これは「株式交付は親会社になろうとする会社と子会社の株主との個別の契約の集合である」という側面を強調した結果であるため、今後の議論で制度が変容していく可能性があるとするれば、その都度、株式交付子会社の株主・債権者保護手続きが不要であるか否かについては、引き続き検討する必要があると考える。

3 株式交付は、株式交付親会社における特別決議を必要としているが、特別決議さえあれば、現物出資の際に必要なとされている検査役の調査や財産価額填補責任を免除するというものである。

検査役の調査等は、株式交付親会社の債権者保護のための制度であると思われるが、これら

に替わるものとして株主総会の特別決議で足りるのかについて引き続き検討が必要であると考
える。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並
びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟におけ
る和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得な
ければならないものとする。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

【意見】

賛成する。

【理由】

責任追求等の訴えに係る訴訟において会社が当事者ではなく利害関係人又は補助参加人として和
解をする場合は、代表取締役等が会社を代表して和解をすることになるため、安易に被告である取
締役等の責任を減ずる和解案が作成されるなど取締役等による馴れ合いの危険があり、一定の牽制
が必要である。

会社が特別決議により取締役等の責任の一部免除をする場合は、議案の提出にあたり各監査役等
の同意が要件とされていることとの平仄からも、責任追求等の訴えに係る訴訟における和解にあた
り、各監査役等の同意を要件とすることは合理的である。

2 議決権行使書面の閲覧等

- ① 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしな
ければならないものとする。
- ② 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合
を除き、これを拒むことはできないものとする。
 - ア【A案】 当該請求を行う株主が株主総会の招集の手続又は決議の方法（書面による議決権
の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 【B案】 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求
を行ったとき。
- イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害す

る目的で請求を行ったとき。

ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2の注) 会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

【意見】

①について賛成する。

②アはB案に賛成する。

②イ～エについて賛成する。

(2の後注) について賛成する。

【理由】

議決権行使書面の閲覧等の請求に関する濫用的を防止するために立法的な措置を講ずることには賛成する。

その制限の程度については、閲覧の濫用さえ防止できればよいのであるから、ア【B案】の限度で足りる。

議決権行使書面の閲覧等に限らず、およそ何らかの権利が法律上認められている場合に、その権利者は、その立法趣旨に沿った利用しか認められないというものではない。その権利の転用が裁判上認められることはある。反射的な効果として発生する結果を権利者が享受することも、法は否定していない。

そのため、議決権行使書面の閲覧等の制限に関しては、権利濫用に関する部分のみを制限すべきであり、ア【A案】のような広範な制限は適切でない。なお、【A案】によった場合は、少なくともイ、ウは当然に包摂されるので、規定は不要となるはずである。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際して、一に満たない端数の処理として、端数の株式の合計数に相当する株式が売却され、得られた代金が株主に交付される。この点、実際の売却時までの事情変更等による代金額の低下や代金の不交付のリスクは、当該代金の交付を受ける株主自身が負うこととなっている。このようなリスクを負う株主を保護するため、全部取得条項付種類株式の取得や株式の併合を利用したキャッシュ・アウト時に更に情報開示を充実させるという施策を採ることは適当である。
- 2 なお、株主保護のための施策としては、情報開示の充実以外の方策もあり得るので、情報開示の充実をしたとしても、引き続き、株主の保護が充分図られているか、検証をするべきである。

4 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

募集新株予約権の払込金額又は算定方法の公示は無意味ではないと考えられる。もっとも、登記時までに払込金額が確定していれば、その金額を公示すれば足り、【B案】が適当である。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

(注) インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

【意見】

賛成する。ただし、反対の意見も一定程度あった。

また、賛成の意見の中でも、住所の確認ができる利害関係の疎明等の手続が過度に煩雑にならないよう留意すべきとの指摘や、(注)の点につき、インターネットを通じた情報取得ができなくなると実務上の影響が強いとの指摘があった。

【理由】

- 1 株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所は、その者を特定する情報として有用であるとともに、訴え提起の際にも必要な情報である。とりわけ、実体の乏しい会社において、代表者への訴えも併せて請求する場合などに役に立ったという実例もある。したがって、代表取締役らの住所は、登記事項としては残すべきである。しかし、登記事項証明書に代表取締役らの住所が記載され、誰でも閲覧できるとすると、当該代表取締役らが不意の訪問を受けるなどの不利益が生じるという問題もある。上記の考え方は、代表取締役らの住所を登記事項としては残すものの、住所が記載された登記事項証明書の交付請求は、利害関係を有する者に限るとし、目的外利用をできる限り避けるという点で、合理的である。
- 2 しかし、登記事項証明書の交付請求に当たり、利害関係を有することの疎明等の手続が過度に煩雑になると、例えば、実体の乏しい会社に対する訴えなど、代表取締役らの住所を適切に利用する場面での弊害が大きい。したがって、利害関係の疎明等の手続が過度に煩雑にならないよう留意が必要である。また、(注)では、インターネットを利用した登記情報における住所の取扱いについて所要の措置を講ずることを検討するとされているが、インターネットを通じた情報取得ができなくなると、実務上の利便性が損なわれるので、過度な手続き上の制約は避けるべきである。
- 3 他方、利害関係の疎明等の手続が形骸化することも問題である。容易に代表取締役らの住所が記載された登記事項証明書を取得できるとすると、代表取締役らの私生活の平穩等を脅かす行為の防止が十分に図れなくなる。本来、私生活の平穩等を脅かす行為については、当該行為を罰するなどの方法により抑止を図るべきであるが、登記情報の目的外利用もまた制限する方策を採ることも一考に値する。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現在、会社の支店の所在地における登記について登記事項証明書の交付請求がされる例は乏しく、インターネットや登記情報提供サービスを用いて会社情報や本店を探索することも容易である。そこで、登記申請義務を負う会社の負担に鑑み、上記の施策を採ることは適当である。

以上